

# 地域公共交通活性化・再生総合事業の 実務のポイント

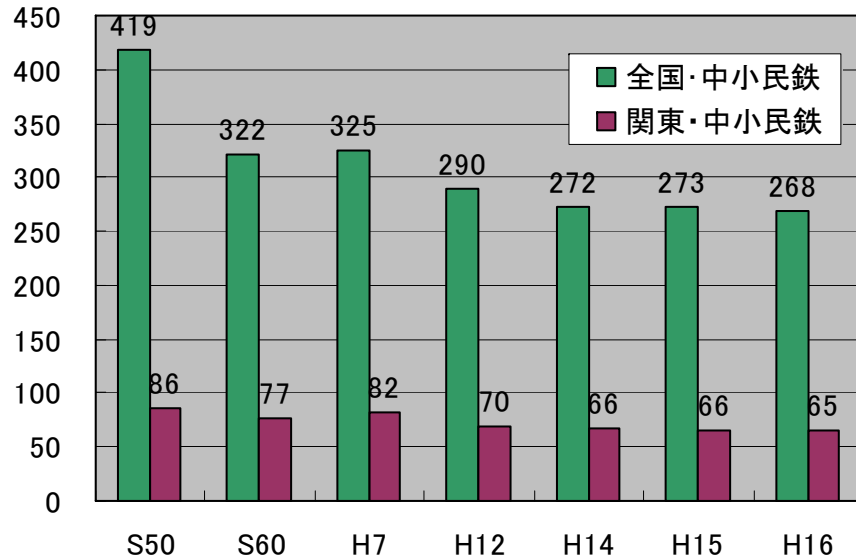
関東運輸局企画観光部交通企画課長

広田 健久

# 鉄軌道を巡る現状

## 旅客輸送量の推移（地方民鉄）

輸送成績：百万人



- ・全国の地方民鉄において、旅客輸送人員は昭和50年の約65%まで低下しており、低下傾向にある。
- ・関東の地方民鉄においても、昭和50年の76%まで低下している。

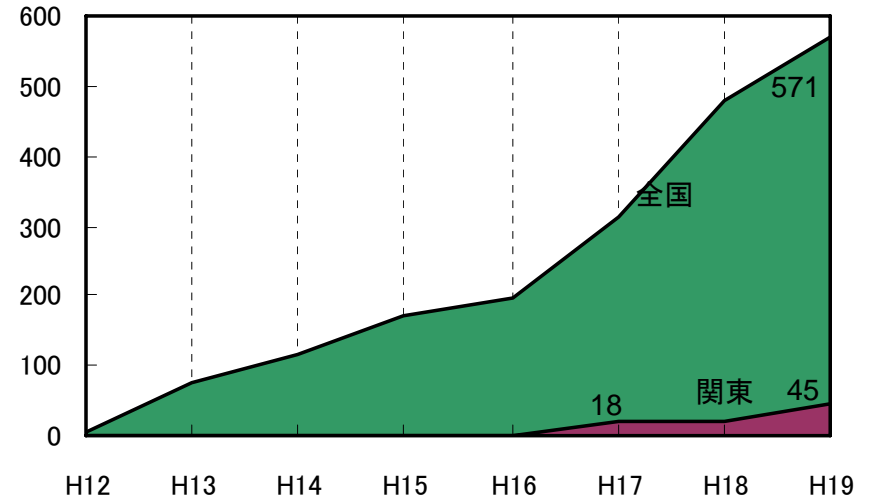
※ 「全国・中小民鉄」とは(社)日本民営鉄道協会加盟73社のうち、大手民鉄16社、大都市高速鉄道7社等を除く46社((社)日本民営鉄道協会「地方民鉄の活性化と再生を求めて」平成17年3月)。

「関東・中小民鉄」とは関東運輸局管内における同協会加盟の地方民鉄12社である。

## 鉄軌道廃止延長

平成12年度以降の累計

廃止延長：km



- ・平成12年度以降、地方路線を中心に路線廃止が続いており、廃止延長は約571kmに上る。
- ・関東では平成17年に日立電鉄、19年度に鹿島鉄道が廃止

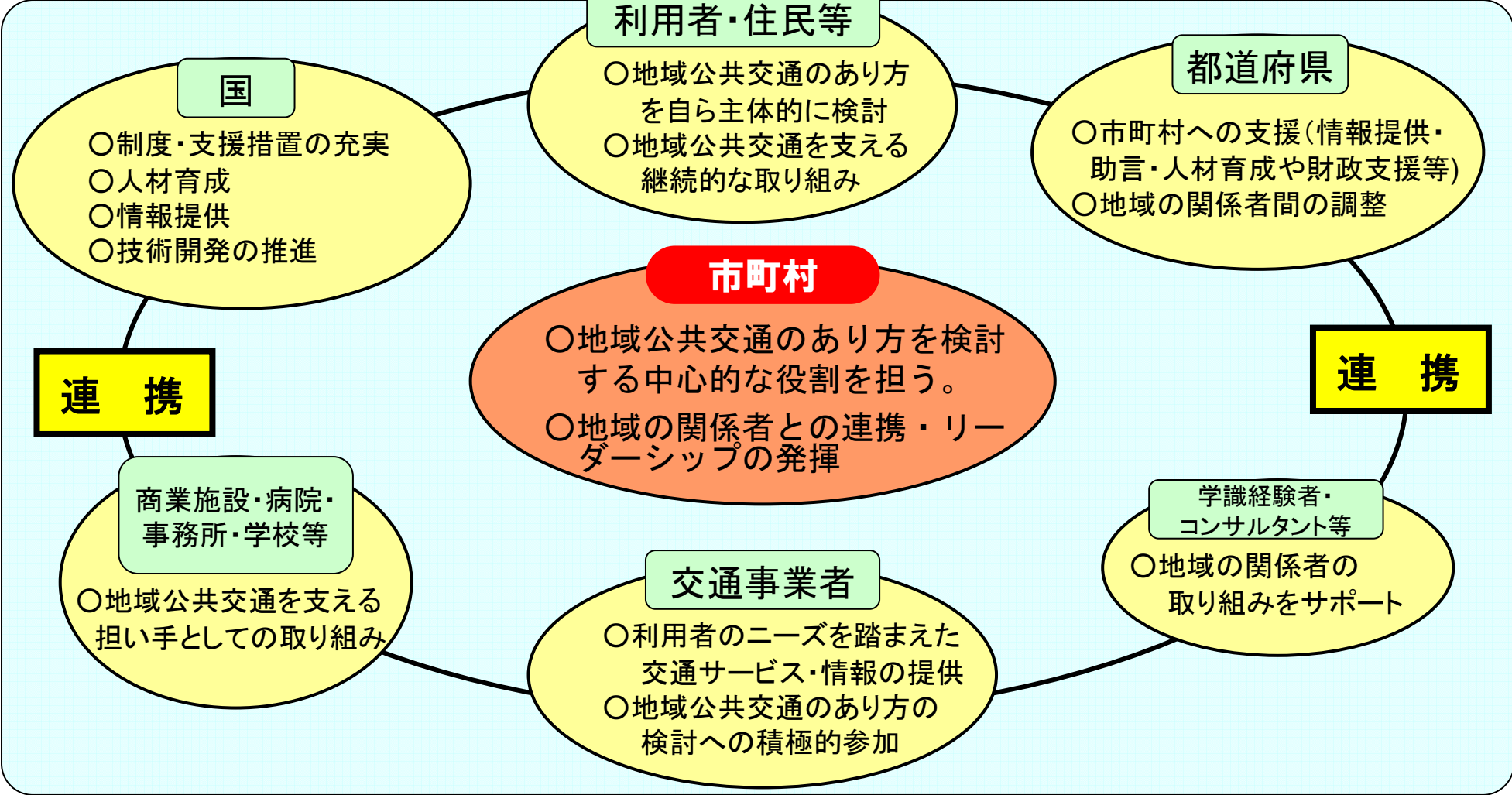
### 関東における鉄軌道廃止状況

事業者	区間		キロ程	廃止年月日
日立電鉄(株)	常北太田	鮎川	18.1	H17.4.1
鹿島鉄道(株)	石岡	鉾田	27.2	H19.4.1

※ 貨物営業路線、他事業者主体への譲渡、代替路線開業による廃止路線を除く。

※ 平成12年度～19年度は鉄道要覧(平成13～19年度版)より算出。

# 地域公共交通の活性化・再生に向けた今後の取組みのあり方



## 地域公共交通活性化・再生法を制定し、頑張る地域を総合的に支援

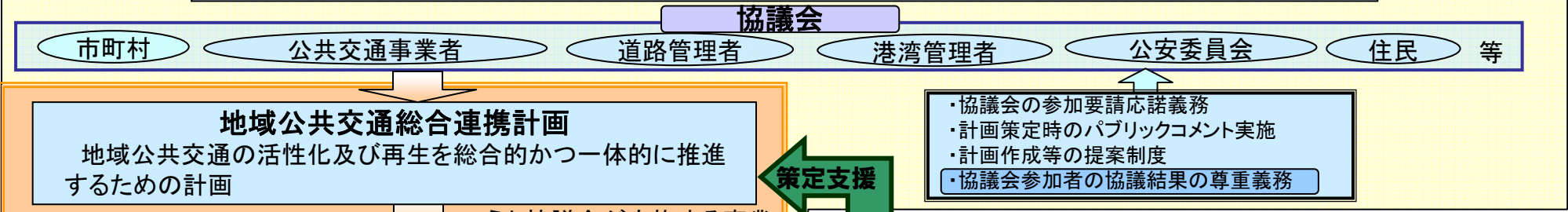
同法において、市町村が地域公共交通活性化の推進の中心的役割を担うことを明確化

# 地域公共交通活性化・再生総合事業

20年度予算額  
3,000百万円(新規)

地域公共交通活性化・再生法の目的を達成するため、同法を活用し、地域の多様なニーズに応えるために鉄道、コミュニティバス・乗合タクシー、旅客船等の多様な事業に取り組む地域の協議会に対し、パッケージで一括支援する柔軟な制度を新たに設けることにより、地域の創意工夫ある自主的な取組みを促進する。

## 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年10月1日施行)



### 地域公共交通活性化・再生総合事業計画(3年)

- (例) ◇ 鉄道、バス・乗合タクシー、旅客船の実証運行(運航)
- ・鉄道の増便・ダイヤ変更等の実証運行
  - ・コミュニティバス・乗合タクシーの導入・路線バス活性化等のための実証運行
  - ・旅客船の航路再編・増便・ダイヤ変更等の実証運航 等
- ◇ 車両関連施設整備等
- ・バス車両購入費、車両・船舶関連施設整備、バス停等待合環境整備、デマンドシステムの導入 等
- ◇ スクールバス、福祉バス等の活用
- ◇ 乗継円滑化等
- ・乗継情報等の情報提供、ICカード導入、P&R・C&Rの推進、ボランティアセンター設置・運営 等
- ◇ 公共交通の利用促進活動
- ・レンタサイクル、イベント、広報、乗継割引運賃・周遊切符等のシステム設計 等
- ◇ 新地域旅客運送事業の導入円滑化
- ◇ その他地域の創意工夫による事業



策定支援

取組支援

### 新支援制度による支援

#### <補助率等>

○「地域公共交通総合連携計画」(法定計画)策定経費  
定額

○総合事業計画に定める事業に要する経費

・実証運行(運航) 1/2

・実証運行(運航)以外の事業 1/2 (※)

(※)政令市・特別区が設置する協議会の取り組む事業 1/3

#### <制度の特徴>

##### 【計画的取組の実現】

・計画に対する補助で、計画的な事業実施が可能

##### 【協議会の裁量確保】

・事業をパッケージで一括支援  
・メニュー間、年度間における柔軟な事業の実施

##### 【地域の実情に応じた支援の実現】

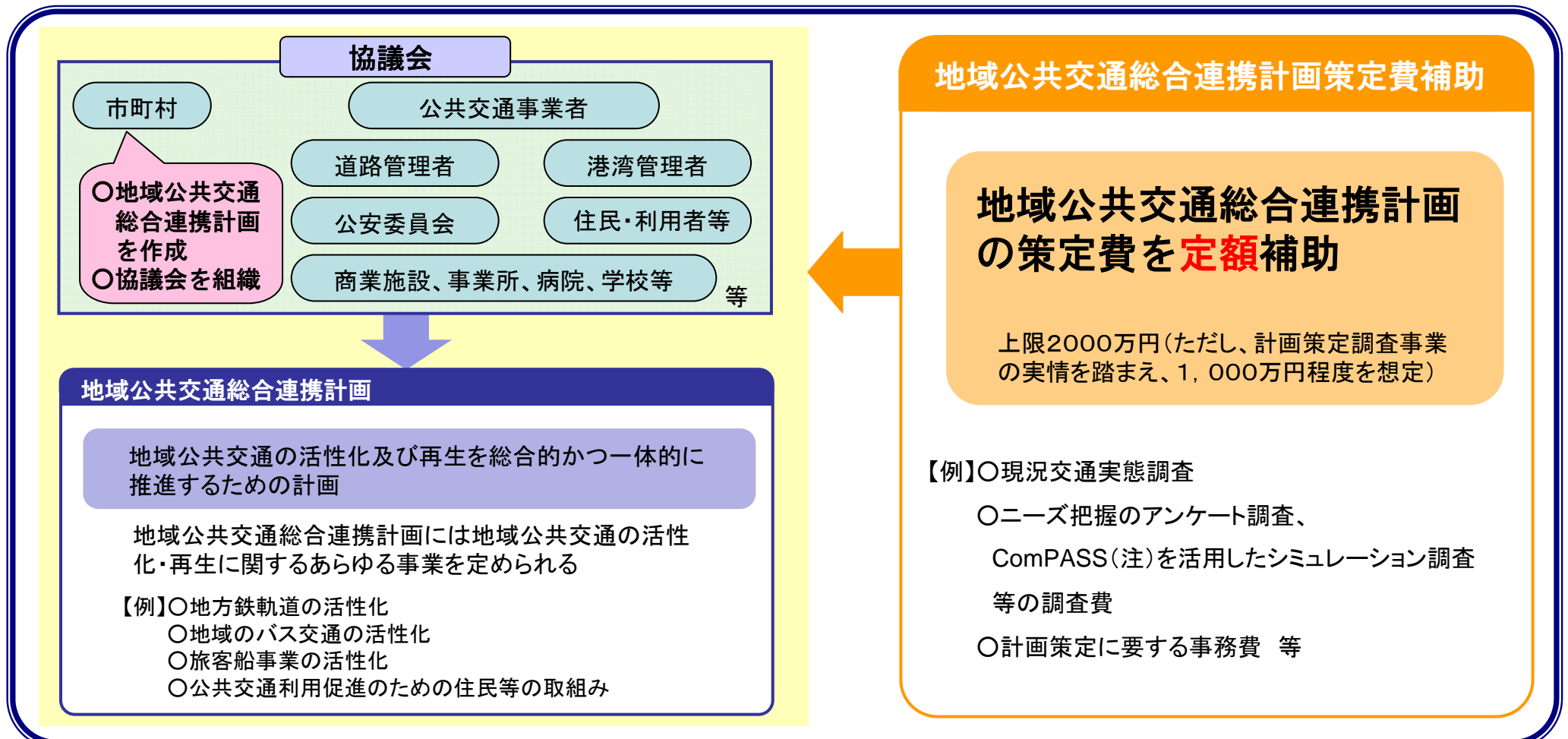
・地域の実情に応じた協調負担の実現

##### 【事業評価の徹底】

・成果を事後評価し、効率的・効果的な事業実施を確保

# 地域公共交通総合連携計画の策定を支援

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第5条第1項に基づく地域公共交通総合連携計画を市町村が作成する場合、市町村が組織する協議会に対して支援



(注) ComPASSとは、地理情報システム(GIS)を活用して「採算性」と「採算性以外の評価指標」の合計4つの指標に基づき、市町村が策定するバスの運行計画を評価するシステムをいう。

# 地域の実情に応じた支援の実現

地域の実情に応じた協調負担を実現するため、連携計画に位置付けられた事業を実施する場合、協議会において地域の実情、事業の内容に応じた市町村、交通事業者、関係企業等の関係者の分担を定めることが可能

## 地域の実情に応じた支援の実現

地域の関係者 1/2

国 1/2

地域の実情に応じた負担割合の設定が可能

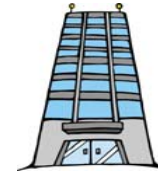
### <多様な地域の関係者>



市町村



交通事業者



地元企業



商店街の人々

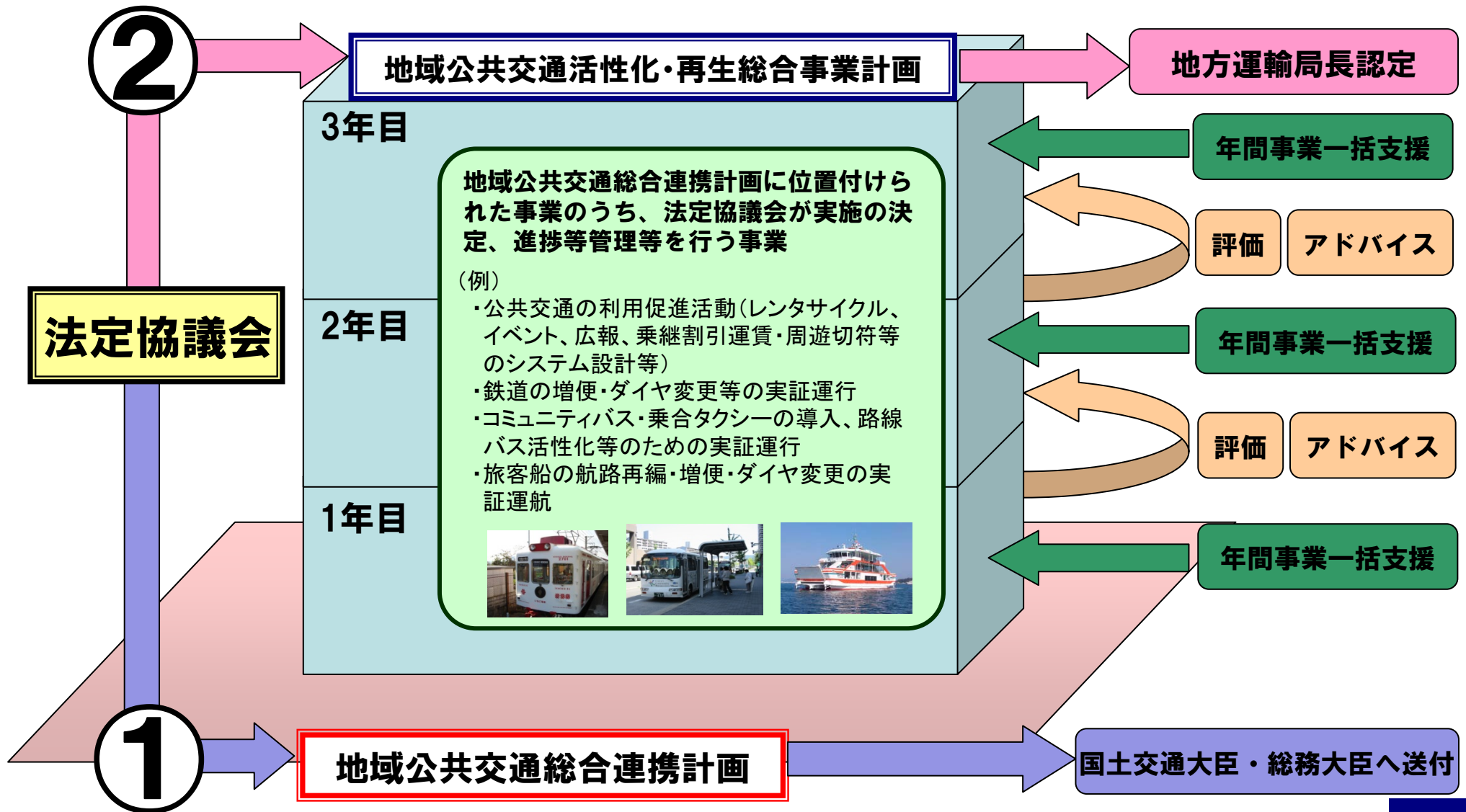


NPO等住民団体

等

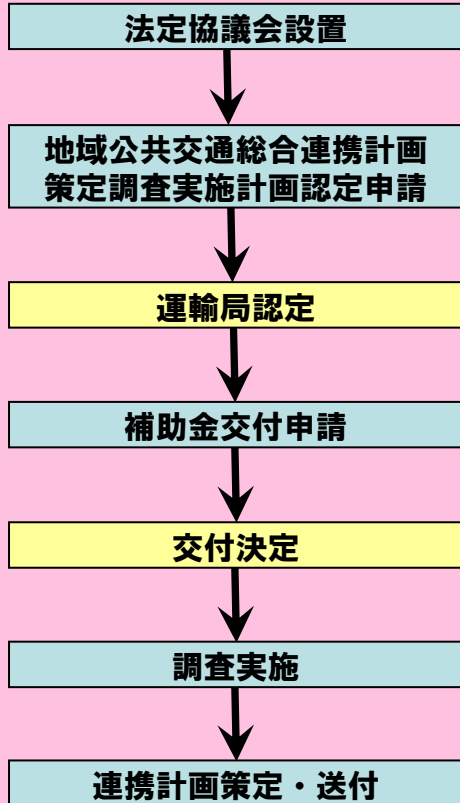
※実証運行(運航)以外の事業で、政令市が設置する協議会が取り組む場合、国の負担割合は1/3

# 地域公共交通活性化・再生総合事業推進フロー

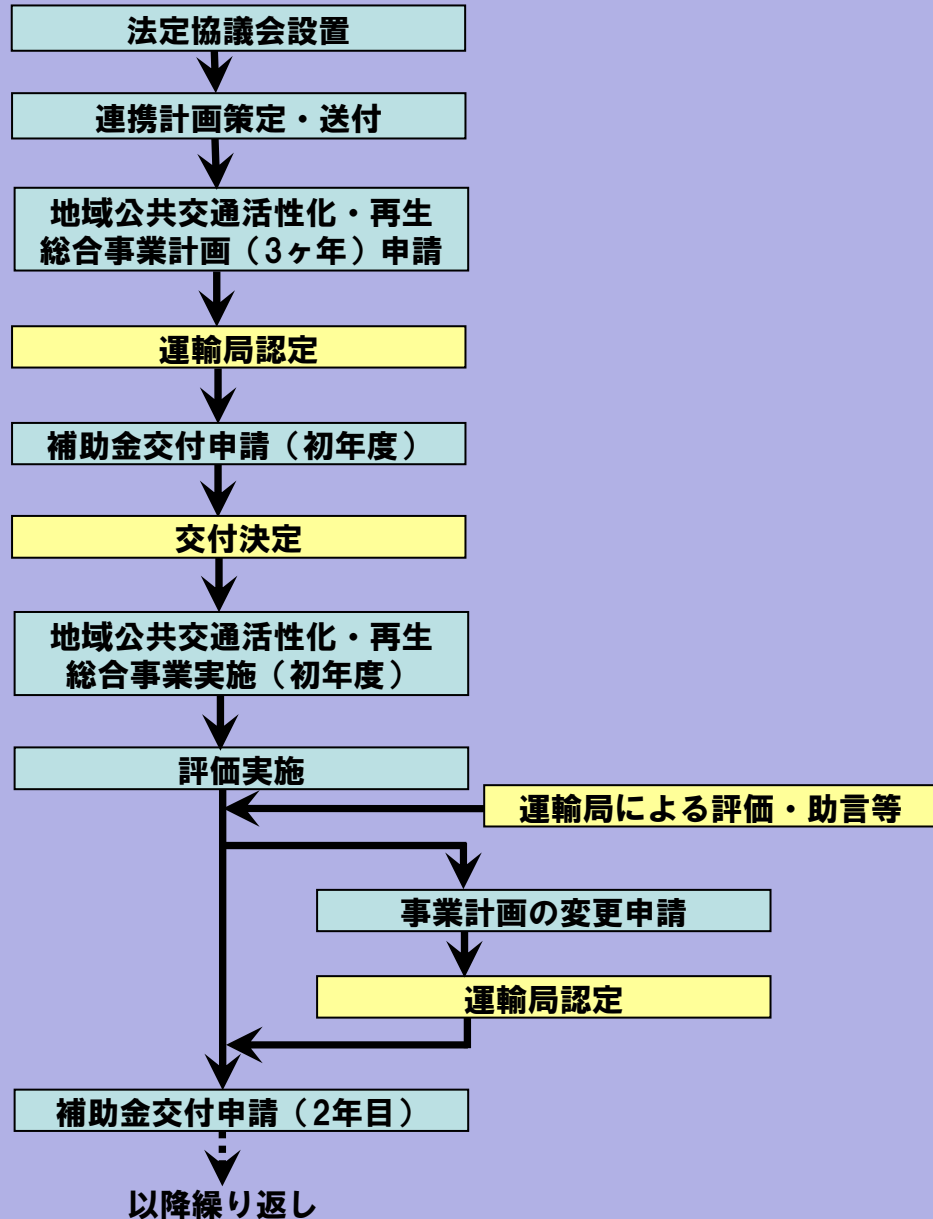


# 地域公共交通活性化・再生総合事業 執行フロー

## 連携計画策定支援を受ける場合



## 総合事業費補助を受ける場合

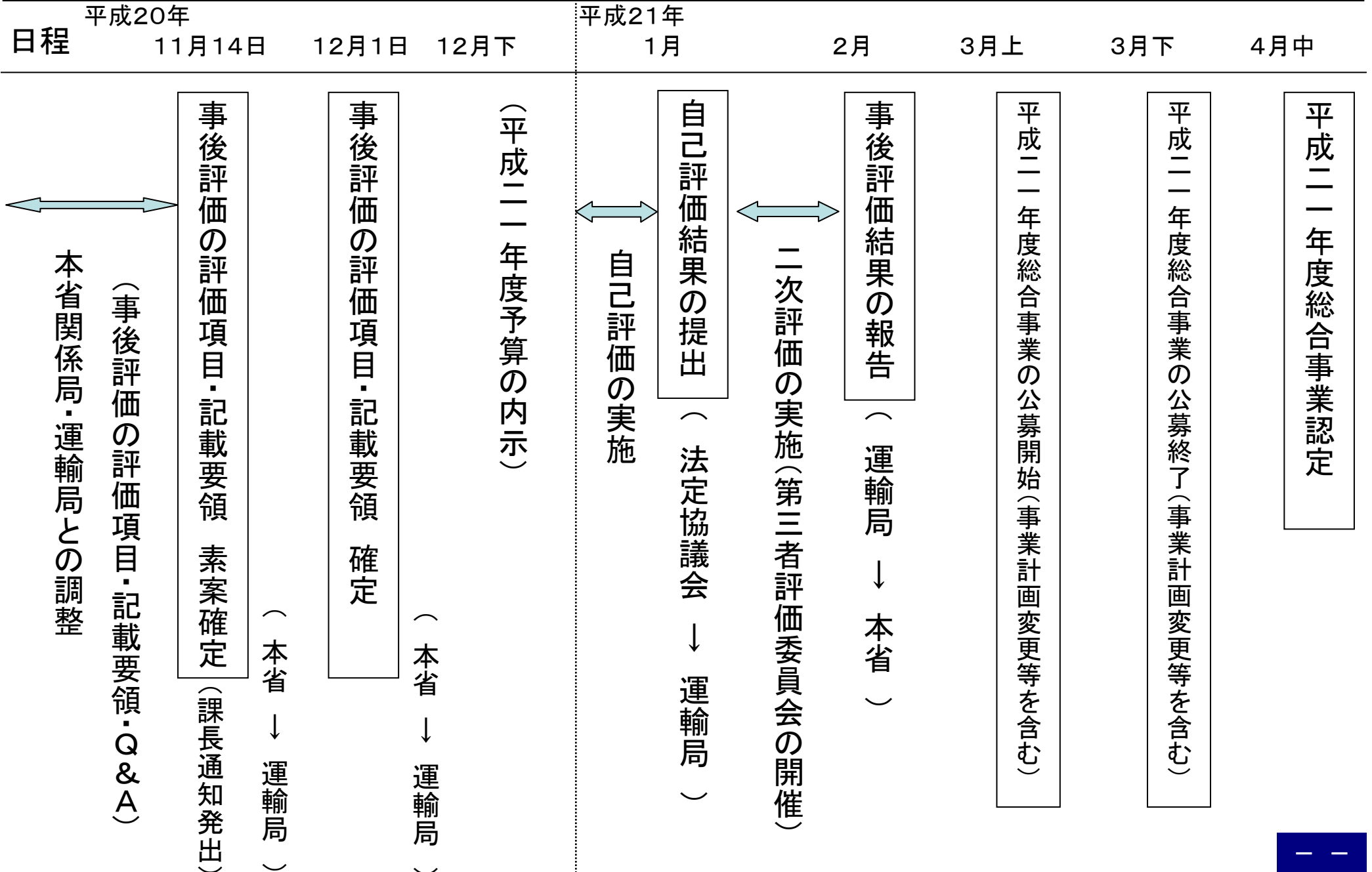


国による行為

申請者による行為



# 地域公共交通活性化・再生総合事業の事後評価のスケジュール(案)

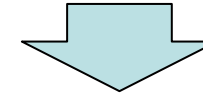
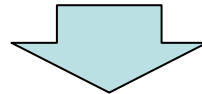


# 地方鉄道の活性化と総合事業の活用

地方鉄道の活性化を図るために、地域公共交通活性化・再生総合事業（総合事業）を、どのように活用するか？

課題を詳細に分析し、活性化方策を検討したい。

活性化方策が決定しているので、実行にうつしたい。



## 地域公共交通総合連携計画策定調査事業 （策定調査）

・地域公共交通総合連携計画策定に関する調査等に要する経費、協議会開催等の事務費（現況交通実態調査、ニーズ把握調査等計画策定に要する調査費、計画策定に要する事務費等）

※ 計画策定に必要な一タをするため、間の験的な取り組みであれ助対となりうる。ただし、一タ等の目的をするような長間の実証運行等は、助対外。

## 地域公共交通総合連携計画に基づく事業 （計画事業）

・鉄道の実証運行に要する経費（実証設備費、運行費、広報費、調査費等）  
・鉄道の合整備に要する経費（ベン の設置、合施設整備等）  
・車両入・車両等関連施設整備に要する経費（イベント車用車両入費、内費、情報提供設備等車両設備整備費等）

※ 地の取に要する費用を除く。

※ 地方公共団体、道路管理者等が自ら整備する乗継施設、所・合所整備、車場・場整備等については、助対外。

# 法定協議会の立ち上げ

## 法定協議会におけるメンバー構成の考え方

- ・ 市町村、都道府県 → 検討の中心的存在として期待。
- ・ 鉄道事業者 → 「自ら果たすべき役割」を的確に把握し、実行できる態勢づくりが重要。
- ・ 他の交通事業者 → 「組める話」は意外とある。
- ・ 地域の関係者（住民） → 「事業者の問題」「役所の問題」ではなく、「おらが町の問題」との認識共有。
- ・ 学識経験者 → 中立的立場から議論をコーディネート。

「総 会」を行う 要から言え  
広い関係者を 成メンバーに取り入れることが 。

➡ ただし、「 的 な 議 事 」が となるよう、  
メンバーバ ンスや運営方法に工夫を。

# 地域公共交通活性化・再生総合事業に関するQ & A

1 助対 事業者は ですか。

1 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法」第6 第1項に基づき協議会が対 対 です。

2 地域公共交通活性化・再生総合事業費 助(以下「総合事業費 助」といいます。)を ける場合には、法定協議会は法人 を つことが 要ですか。

2 総合事業費 助を けるに た ては、法定協議会に法人 は 要ありま が、協議会規約(財務規程等を含む)や事務局の事務所を定めること等が 要です。

3 鉄道のみ、バスのみ、旅客船のみ等、 — — のみを対 とした地域公共交通総合連携計画(以下「連携計画」といいます。)でも助対 となりますか。

3 — — のみを対 した連携計画の策定調査や連携計画に基づく事業についても、総合事業費 助の対 となります。

4 一市町村内で の連携計画を作成する場合、それ れの連携計画及びこれに基づく事業について 助を けることができますか。

4 交通 が一市町村に あり、連携計画を 作成する場合には、それ れの連携計画の策定調査や連携計画に基づく事業について総合事業費 助を けることが です。

5 利用者・住民、商業施設、事業所、観光事業者、病院、学校等の公共交通事業者以外の者が実行する取組みについても、総合事業費 助の対 となりますか。

5 法定協議会が実施する取組みという 置づけがあり、地域公共交通の活性化・再生に するものであれ 、 助対 となります。

6 地域公共交通総合連携計画策定費 助(以下「計画策定費 助」といいます。)については、事業費全額が 助 れますか。

6 計画策定費 助については、定額(上限は2,000万円だが、計画策定調査事業の実情を えれ 、1,000万円程度の支援で実施と えております。)の 内であれ 、事業費の全額が 助 れます。

7-1 地域公共交通会議等の の協議会を法定化したり、 の計画を連携計画として 置 けることは ですか。

7-1 法 の要 や基本方 を たしていれ 、 の協議会を法定化したり、 の計画を連携計画として 置 けることが です。

7-2 また、 協議会が 助対 事業者となることや、 計画に基づく事業について総合事業費 助を けることは ですか。

7-2 協議会が 助対 事業者となることや、 計画に基づく事業について総合事業費 助を けることは です。し、 助を ける場合、協議会の会長は 助 の な行・管理、会計検査等、代 者として を てる者であること、また、 事業について事業計画の認定を けることが 要となります。

8 年度 中での「地域公共交通総合連携計画策定調査実施計画」や「地域公共交通活性化・再生総合事業計画」認定 請は ですか。

8 上記2計画の認定 請については、募 間中に 請することが 要です。20年度においては、20年3月 に計画の認定 請募 をする予定ですが、年度 中で再度募 する予定です。 なスケジュールについて現時 では 定です。